

情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程

〔平成16年4月1日〕  
制 定

最近改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則第53条に基づき、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における職員の育児休業及び育児部分休業（以下「育児休業等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この規程に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児休業)

第3条 職員は、当該職員の3歳（情報・システム研究機構有期雇用職員就業規則に定める有期雇用職員及び情報・システム研究機構短時間雇用職員就業規則に定める短時間雇用職員（以下「有期雇用職員等」という。）にあっては、1歳6ヶ月）に満たない子を養育するため、機構長に申出ることにより、当該子が3歳（有期雇用職員等にあっては、1歳6ヶ月）に達する日まで育児休業の承認を得ることができる。ただし、雇用期間を定められている職員にあっては、雇用期間の範囲内とする。

(適用除外者)

第4条 前条及び第12条の規定にかかわらず、機構と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは、職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により、適用除外とされた者は育児休業等をするできない。

第5条 育児休業の申出は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、育児休業申出書（別紙様式）により行うものとする。

2 職員から育児休業の申出があった場合において、第3条に該当すると認めるときには、これを承認しなければならない。当該育児休業の請求に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の請求があった日の翌日から起算して1月を経過する日の前日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が休業開始日として指定することができる。

3 前項にかかわらず、出産予定日より早く子が出生したとき等特別の事情がある場合は、休

業開始予定日の1週間前までに申出るものとする。

4 前項の申出が1週間前より遅れたときは、機構長は育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日を指定することができる。

5 申出は、特別の事情がない限り、一子につき1回とし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

ただし、配偶者の出産後8週間以内に、育児休業を取得した職員が再度の育児休業を申出の場合には、特別の事情がなくとも2回目の申出ができるものとする。

6 第3条による育児休業をしている有期雇用職員等が、その雇用契約の期間が満了し、かつ、当該雇用契約の更新が明らかである場合に、引き続き育児休業を申出た場合は、前項の規定にかかわらず1回の申出とみなす。

7 機構長は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業開始予定日の変更)

第6条 育児休業の申出をした職員が、次の各号の一に該当する場合は、育児休業開始予定日の前日までに申出ることにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日の前日に変更することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したとき
- 二 配偶者が死亡したとき
- 三 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき
- 四 配偶者が子と同居しなくなったとき

2 前項による育児休業開始予定日の変更は1回に限るものとする。

3 前条第7項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

(育児休業終了予定日の変更)

第7条 育児休業の申出をした職員が、育児休業終了予定日の1月前の日までに申出ることにより、育児休業終了予定日を変更することができる。

2 前項による育児休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。

3 第1項による育児休業終了予定日の変更の申出をした職員は、次の各号の一に該当する場合、前項の規定にかかわらず、変更後の育児休業終了予定日の2週間前の日までに申出ることにより、さらに育児休業終了予定日を変更することができる。

一 第3条の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間において、当面その実施が行われない場合

二 常態として第3条の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次の

いずれかに該当した場合

イ 死亡したとき

ロ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により第3条の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が第3条の申出に係る子と同居しないこととなったとき

ニ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

4 第5条第7項の規定は、育児休業終了予定日の変更について準用する。

（育児休業の効果）

第8条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 前項のほか、育児休業をしている期間の給与の取扱いについては、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

（育児休業の終了）

第9条 育児休業は、次の各号の一に該当する場合には、終了する。

一 育児休業終了予定日が到来したとき

二 育児休業終了予定日の前日までに当該子が3歳（有期雇用職員等にあつては、1歳6ヶ月）に達したとき

三 当該子の死亡等により育児休業の必要がなくなったとき

四 育児休業に係る子が育児休業の申出をした職員の子でなくなったとき

五 育児休業をしている職員が情報・システム研究機構職員の勤務時間、休暇及び休暇等に関する細則第9条第1項第6号及び第7号による特別休暇を取得したとき

六 育児休業をしている職員が介護休業又は新たな育児休業を開始したとき

七 当該子が1歳（第7条第3項の事由がある場合には1歳6ヶ月）に達する日以後、育児休業中の職員の配偶者が子を養育できることとなったとき

八 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

2 前項第3号及び第7号の場合において職員が出勤する日は、事由発生の日から1ヶ月以内であつて、機構と職員が話し合いの上決定した日とする。

（育児休業の申出の撤回等）

第10条 育児休業の申出をした職員が、育児休業の申出を撤回する場合は育児休業開始予定

日の前日までに所定の申出書を機構長に提出しなければならない。

2 前項により育児休業の申出を撤回した場合、当該育児休業の請求に係る子が3歳（有期雇用職員等にあつては、1歳6ヶ月）に達するまでの間について1回に限り再度の申出をすることができるものとする。

3 育児休業の申出があつた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡等により当該育児休業の申出に係る子を養育しないこととなつたときは、育児休業の申出はなかつたものとする。

（不利益扱いの禁止）

第11条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（育児部分休業）

第12条 機構長は、職員が申出た場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校第3学年を終了する年の3月末までの（有期雇用職員等にあつては、3歳に満たない）子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる。

2 第7条及び第9条から第11条の規定は、育児部分休業について準用する。

（育児部分休業の申出）

第13条 育児部分休業の申出は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて4時間（育児時間を承認されている職員については、4時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

（子が死亡した場合等の届出）

第14条 育児部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を機構長に届け出なければならない。

- 一 育児部分休業に係る子が死亡した場合
- 二 育児部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- 三 育児部分休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第5条第7項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児部分休業の効果）

第15条 育児部分休業については、その勤務しない1時間につき、給与規程第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（育児休業に関する経過措置）

2 この規程の施行日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。）の適用を受け、育児休業等を承認されている職員は、この規程による適用を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（育児部分休業に関する経過措置）

2 改正規程の施行日の前日から引き続く期間について、育児部分休業を承認されている職員の第7条第2項の規定については、「1回」とあるのは、「2回」と読み替えて準用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（育児部分休業に関する経過措置）

2 改正規程の施行日の前日から引き続く期間について、育児部分休業を承認されている職員の第7条第2項の規定については、「1回」とあるのは、「2回」（平成21年4月1日施行の改正規程附則第2項を適用されている職員は「3回」）と読み替えて準用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 育児休業申出書

申出年月日 平成 年 月 日			
情報・システム研究機構長 殿			
(申出者)所属 職名 氏名			
			印
下記のとおり育児休業を申し出ます。			
1. 申出に係る子		2. 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	平成 年 月 日 生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
出産予定日	平成 年 月 日		
養子縁組の効力が生じた日	平成 年 月 日		
3. 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業（撤回後の再度の申出を含む。） 育児休業の申出が遅れた理由又は再度の申出が必要な理由		
4. 育児休業期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
5. 申出の子について既に育児休業した期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
6. 申出に係る子以外の3歳に満たない子	氏 名		氏 名
	続 柄		続 柄
	生 年 月 日		生 年 月 日
7. 備 考			

\*子の出生前に請求する場合は、「4. 育児休業期間」欄は、出産予定日以後の期間を記入すること。

### ○事務担当者記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
申出日の翌日から1月を経過する日	平成 年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日	平成 年 月 日
申出日の翌日から1週間を経過する日	平成 年 月 日
申出日の翌日から3日を経過する日	平成 年 月 日